

意見検討結果一覧表

（案名： 令和7年度岩手県食品衛生監視指導計画 ）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>「4 流通食品等の検査」において、「中国産」の野菜・果物に対する検査を強化する、との旨の記述を入れるべきと考える。</p>	<p>輸入食品については、厚生労働省が策定する輸入食品監視指導計画に基づいて検疫所等において輸入時の届出内容の確認や輸入品の検査によって安全性を確認しています</p> <p>県でも、本計画案第5の2のとおり、輸入食品については、中国産も含めた、過去の検査結果等を踏まえ、違反の可能性が比較的高いと考えられる食品について計画的に実施することとしています。</p>	D
2	<p>「5 食の安全安心に関する情報提供」において「リスクコミュニケーション」とあるが、「遺伝子編集食品」及び「遺伝子組み換え食品」の安全性に対する不安は、それらを流通禁止とするといった行政措置を実施して初めて不安解消と成り、「リスクコミュニケーション」では無策であるので、そのことを理解し、計画のゼロベースでの見直しを求める。</p>	<p>遺伝子組換え食品については、国が安全性を審査して問題が無い場合のみ、流通する仕組みになっています。</p> <p>また、遺伝子編集食品については国において流通前の届出制度が創設されておりますが、ゲノム編集でDNAに起こる変化が自然界や従来品種改良でも起こり得る変化であるものは、安全性もそれらと同程度と考えられ、安全性審査は必要ないと判断されていますが、外部の遺伝子が残存するものについては、遺伝子組換え食品として安全性審査を受けることとされています。</p> <p>このことから、引き続き国の動向に従って対応するものの、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の不安払拭や理解醸成を図っていくこととしています。</p>	D

「決定への反映状況」

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）